

野田市出資法人等の情報公開及び個人情報の保護の推進に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第59号

野田市出資法人等の情報公開及び個人情報の保護の推進に関する要綱の一部を改正する告示

野田市出資法人等の情報公開及び個人情報の保護の推進に関する要綱（平成17年野田市告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）第19条の規定に基づく」及び「野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号）第35条の規定に基づく出資法人等の」を削る。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条の見出し中「異議申出」を「文書の開示等決定に対する異議申出」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（保有個人データの開示請求等に係る協議等）

第6条 出資法人等は、必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第33条第1項の規定に基づく保有個人データの開示の請求、同法第34条第1項に基づく保有個人データの訂正等の請求又は同法第35条第1項に基づく保有個人データの利用停止等の請求（以下この条において「開示請求等」という。）に対する決定（以下この条及び次条において「開示等決定」という。）について、市長に対し、意見を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により意見を求められたときは、速やかに、意見を述べるものとする。

3 出資法人等は、開示請求等に係る保有個人データが野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）第3条に規定する市の機関又は野田市議会から取得したものである場合には、開示等決定について、当該市の機関又は野田市議会の意見を聴かなければならない。

（保有個人データの開示等決定に対する異議申出に係る協議等）

第7条 出資法人等は、開示等決定に対する異議の申出（以下この条において「異議申出」という。）に対する決定をするとき、当該異議申出の全てを

認める場合又は期間の経過などにより当該異議申出を拒否する場合を除き、市長の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

3 出資法人等は、第1項の規定により市長の意見を聴いたときは、当該意見を尊重して異議申出に対する決定を行わなければならない。

第3条の見出し中「開示等申出」を「文書の開示申出」に改め、同条第1項中「出資法人等」の次に「（野田市土地開発公社を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「開示等の申出（以下「開示等申出」を「出資法人等の文書の開示の申出等（以下この条において「開示申出」に改め、「決定（以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「開示等申出」を「開示申出」に改め、「野田市情報公開条例」の次に「（平成8年野田市条例第25号）」を加え、「又は野田市個人情報保護条例第2条第1号」を削り、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（出資法人等）

第2条 この要綱において「出資法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

- (1) 野田業務サービス株式会社
- (2) 株式会社野田自然共生ファーム
- (3) 一般財団法人野田市開発協会
- (4) 公益社団法人野田市シルバー人材センター
- (5) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会
- (6) 野田市土地開発公社

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。

（準備行為）

2 この告示による改正後の野田市出資法人等の情報公開及び個人情報の保護の推進に関する要綱第3条の規定による準則の制定その他の行為は、この告示の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。